

【1】 釈尊は遍歴されたか

[0] 上記のように通説においては、釈尊を含めた最初期の仏教の修行者たちは、ジャイナ教の修行者や、後にヒンドゥー教において四住期としてまとめられたなかの第4住期のバラモン教の遍歴者 (*parivrājaka*) と同様に、「遍歴」をもっぱらにしていたと考えられているのであるが、筆者はこれに賛成しない。まず釈尊について調べてみよう。

[1] 「はじめに」の [2] の註の中でも紹介した塚本啓祥博士の「仏教・ジャイナ教の発生基盤とその形成」(『東北大学文学部研究年報』32 1983.3.30) という論文において博士は、仏教とジャイナ教が共通の地盤から出発したことを証明されるために、釈尊が60人の弟子たちに、「遊行せよ、2人していくなかれ」と檄を飛ばされ、布教に出されたという事績と、ヴァルダマーナが出家して2年2ヶ月の後に遊行生活に入って、12年以上継続したという *Āyāraṅga* の文章を紹介することから論を始められている。小論もこれに倣って、このことから論を始めることにしよう。

[1-1] 博士は次のようにいわれる。

『律蔵』大品の伝えるところによれば、ゴータマ・ブッダは、パーラーナシーの鹿野苑における最初の説法(初転法輪)ののちに、弟子として阿羅漢 (*arahant*; 煩惱を断った聖者) となったものが60名に達したときに、彼らに対して、

比丘らよ、汝等は天と人の一切の束縛から脱した。比丘らよ、多くの人々の利益のため、多くの人々の安楽のため、世間の憐愍のため、天と人との義利・利益・安楽のために遊行せよ。それぞれ2人で行ってはいけない。

tumhe pi bhikkhave muttā sabbapāsehi ye dibbā ye ca mānūsā. caratha bhikkhave cārikaṃ bahujaṇahitāya bahujaṇasukhāya lokānukampāya atthāya hitāya sukhāya devamanussānaṃ, mā ekena dve agamittha. (*Mahāvagga*, I . 11.1)

と教誡して、比丘らが遊行すべきこと、2人して共に出かけてはならない(=寂靜行)ことを規定している。これは最初期の仏教僧伽の在り方、比丘の生活様式を端的に規定したものである。しかし、この遊行者としての比丘の生活規定は、必ずしも仏教特有のものではなかったと考えられる。ブッダの出家の動機となったことを描く四門出遊の伝説において、四相の一に遊行乞食者たる比丘が数えられているのは、伝説の史実性はともかくも、仏教以前にすでに遊行者が存在していたことを示唆する。

これはジャイナ教においても同様である。*Āyār.1.8. (Sū.254)* によれば、沙門・世尊 (*samaṇe bhagavaṃ; Vaddhamāna*) は出家して二年二ヶ月ののち、遊行生活に入り (*vavaie*)、十二年以上継続したという。したがって、原始仏教・ジャイナ教の古聖典に現れる「修行者」の名称とその用例を取り上げ、両宗教発生の基礎を解明する手掛かりを得ることからはじめよう⁽¹⁾。

と。

確かに「律蔵」の記述においては、このように釈尊は初転法輪ののち弟子たちを「2人して共に行くな」と諸国に派遣され、自らは6年間修行したウルヴェーラーに戻られた、とき

れている。しかし弟子たちを遊行に出し、自らはウルヴェーラーに遊行されたのは教化というはっきりした目的があったからである。博士が引用された文章のすぐ後に、『律蔵』小品には次のように記されている。

比丘らよ、初めもよく、中ほどもよく、終わりもよく、義理・文句の具わった法を説け (desetha dhammaṃ)。ことごとくが円満した清らかな梵行を明かにせよ (pakāsetha)。私は法を説くために (dhammadesanāya) ウルヴェーラーに還ろう (2)。

このように弟子たちを諸国に派遣したのは布教のためであり、自らがウルヴェーラーに赴かれたのも、おそらくは出家した後の6年間の苦行の間に何らかの関係があり、気がかりとなっていたウルヴェーラ・カッサパら三迦葉を教化されようと言われたからであって、けっして行く先を定めない、一処不住の、一つの場所に1日もしくは長くとも5日しかとどまってはならないというジャイナ教やバラモン教の遍歴者のような「遍歴」の旅に出られたわけではなかった。

そしてウルヴェーラーに到着された釈尊は、おそらくその後少なくとも1年間はウルヴェーラーに滞在されたものと考えられる。なぜなら鹿野苑を出発されたのは雨期が終った直後であったが (3)、ウルヴェーラーにおいてウルヴェーラ・カッサパを教化して弟子とされるまでに、

かの螺髻梵志たちは、寒冷の冬の夜 (sītāsu hemantikāsu rattisu)、八日祭と次の八日祭との間、雪降る頃に (himapātasamaye) 尼蓮禪河においてあるいは沈み、あるいは浮いて、浮き沈みをなした (4)。

と記されているように「冬」を過ごし、また

時ならぬに大雲が現れ (mahākālamegho vassi)、世尊の住されていたところは水に覆われた (5)。

とされているように、「雨期」をも過ごされたと考えられるからである。もっともここには「時ならぬに」と記されているが、これは超人が超人的な行いをなすときの、まさしく奇跡的な行為をなすことを表す説話的常套句であって、これを文字通りに受け取る必要はないであろう。

そしてウルヴェーラ・カッサパは遂に釈尊に折伏されて、釈尊の弟子になり毛髪や螺髻や事火具などを水に流し、それが川下のガヤーあたりまで流れ着いて、その弟であったナディー・カッサパとガヤー・カッサパらも帰信することになったというから (6)、乾期にはほとんど水が涸れてしまう尼蓮禪河もその時には流れがあったということになる。

このように釈尊は初転法輪の後、ウルヴェーラーまで遊行されたが、それは明確な目的と目的地をもつ旅であって、決して目的地や目的を持たない一処不住の「遍歴」というものではなかったし、そしてその後少なくとも1年間はそこに留められたのである。

(1) pp.002~003. なお Āyār.1.8. (Sū.254) の原文は、ahā-suyam vaissāmi | jahā se samaṇe bhagavaṃ uṭṭhāya / saṃkhāe taṃsi hemante | ahuṇā-pavvaie rīttthā. ||1.1|| である。

また四門出遊の1つに上げられる宗教者は、「四門出遊」の伝説を伝える諸文献では、次のように表現されている。「遊行者 (Pravrajita)」とするものは *Mahāvastu* (vol. II p.150, Jones II p.145) のみであって、『四分律』「受戒毘度」(大正 22 p.783 上)

は「出家作沙門」とし、『五分律』「受戒法」（大正 22 p.101 下）・『衆許摩訶帝經』（大正 03 p.943 中）は「出家人」とし、『仏本行集經』（大正 03 p.720 上）は「出家」とし、『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.112 下）・*Nidānakathā* (vol. I p.058) ・『修行本起經』（大正 03 p.466 中）・『太子瑞應本起經』（大正 03 p.475 上）・『普曜經』（大正 03 p.502 下）は「沙門」とし、『方廣大莊嚴經』（大正 03 p.569 下）・*Lalitavistara* (Lef. p.187, 外蘭・梵 p.674, 外蘭・訳 p.975) ・『仏所行讚』（大正 04 p.005 下）・『過去現在因果經』（大正 03 p.629 下）は「比丘」とし、『*Buddhacarita* (03-26) は「乞食僧」とする。なおヴィバッシン仏の事績として紹介されるものであるが、*DN.014 Mahāpadāna-s.* (大本經 vol. II p.021) は「出家者」、『長阿含』001「大本經」（大正 01 p.006 上）は「沙門」とする。

- (2) *Vinaya* vol. I p.020 これに対応する『四分律』は「汝等人間遊行。勿二人共行。我今欲詣優留頻螺大将村說法」（大正 22 p.793 上）とし、『五分律』は「於世尊告諸比丘。汝等各各分部遊行世間。多有賢善能受教誡者。我今獨往優爲界鬱比羅迦葉所而開化之」（大正 22 p.108 上）とする。
- (3) *Vinaya* においては、鹿野苑において「雨期を過ぎされた (*vassaṃ vuttho*) 」 p.022 という記述の後に、ウルヴェラーに向かつて遊行された (*cārikaṃ pakkāmi*) 」 p.023 という記述が続く。
- (4) p.031
- (5) p.032
- (6) p.033

[1-2] また諸国に遊行に出された仏弟子たちの旅も決して「遍歴」というべきものではなかった。それは『律蔵』「小品」が先の文章に続く部分で、

その時比丘らは、諸方諸国から (*nānādisā nānājanapadā*) 出家を希望し、具足戒を希望する者を伴って帰り、世尊に請うて出家させ、具足戒を授けようとした。このようにして比丘らも疲労し (*kilamanti*)、出家を希望し具足戒を希望する者も疲労した。そこで世尊は「比丘らがそれぞれ、各々の地方・各々の国において出家せしめ、具足戒を授けることを許可しよう (*anujāmeyyaṃ tumheva dāni bhikkhave tāsu-tāsu disāsu tesu tesu janapadesu pabbājetha upasampadetha*) 」と考えられ、「比丘らよ、あなた自身各々の地方・各々の国において出家せしめ、具足戒を授けることを許可しよう。授けるには、初めに鬚髪を剃り、袈裟衣を着け、偏袒右肩して、比丘らの足を礼し、蹲踞し、合掌して、“*buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi, dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi, saṃghaṃ saraṇaṃ gacchāmi,*” と三度唱えさせよ」と定められた⁽¹⁾。

というように、三歸具足戒が制定されるまでは、比丘たちは遊行の目的であった説法教化が功を奏し、釈尊の弟子となりたいという者が現れた時には、遊行先から釈尊のところへ彼らを連れ帰っては、また布教に出かけるということを繰り返していたのである。

一方釈尊の側からいえば、布教に出た弟子たちが出家希望者をつれて帰ってくるのを待たなければならなかったから、弟子たちが出先で自分の弟子を取ることを許されるまでは、ウルヴェラーに留まっていなければならなかった。口コミのほかに情報伝達的手段を持たない当時においては、釈尊に動かされてしまつては、遠くから帰ってくる弟子たちが釈尊を捉まえることができなくなってしまうからである。このようなことを繰り返すうちに弟子たちも疲れ果て、釈尊は釈尊で行動の自由を縛られていたからこそ、弟子たちが自らの弟子をとる

ことを許されたのであって、詳細は後に論じるが、筆者はそれは鹿野苑を離れられてからおよそ6年くらい後のことではなかったかと考えている。そしてもしそのように考えることが許されるならば、釈尊は6年くらいの間は、ウルヴェーラーという一定の住処に留まっておられたのであって、この間は決して「遍歴」されていたわけではなかったといわなければならない。

なおこの「三帰依具足戒」によって仏弟子たちに自分の弟子を取ることを許されたことが、これも後述することになるが、仏弟子たちを中心として各地に散在する数人ないしは数十人の出家修行者によって形成される「仏弟子たちのサンガ」、すなわち一般的な意味でのサンガの祖型となったのであり、またこれは釈尊がすべての仏教の出家修行者を統括する、釈尊自身が全権を握る中央集権的な組織を作ろうとされなかったことを意味する。そうしてでき上がったのが、筆者のいうフランチャイズ・チェーン店のような「三宝帰依」をロイヤリティとして全国のサンガと仏弟子たちが、緩やかに釈尊に収斂されるという組織であって、それが筆者のいう「釈尊のサンガ」⁽²⁾なのであるから、このときに「釈尊のサンガ」の祖型も形成されたということがいえるのである。後述するようにおそらくこの頃はまだ僧院の建設は許されていなかったのであるから、したがってこのことからしても、サンガの形成が僧院建設という外的要因によってもたらされたものでなく、きわめて意図的に形成されたということは明かである。

- (1) *Vinaya* vol. I p.021 『根本有部律』「出家事」（大正 23 p.1030 中）は、「別有一人。在外遠國。於苾芻處。來求出家。彼苾芻將此人。來於佛所。欲與出家近圓。其人在路身亡。乃不得出家。時諸苾芻緣此事故。來白佛言。具如上說。爾時世尊便作是念。疲乏我聲聞。若有人求出家近圓。在遠國者。我許於苾芻僧衆。與彼出家近圓。時佛世尊集諸苾芻。告言。緣此事故。從今已後。若有求出家者。許苾芻僧衆。與出家與近圓。」という。
- (2) 「釈尊のサンガ」は、全国に散らばる「仏弟子たちのサンガ」とすべての仏教の出家修行者によって構成される、緩やかではあるが組織体をなす集団をいう。詳しくは「モノグラフ」第13号に掲載した【論文14】「『釈尊のサンガ』論」を参照されたい。

[2] また塚本博士は、ジャイナ教のマハーヴィーラが出家して2年2ヶ月の後に遍歴生活に入り、12年以上継続したということを紹介されている。ジャイナ教の研究者であられる渡辺研二氏は、『バガヴァーイー』第15章の、出家後2年目に六師外道の1人のゴーサーラに会い、6年間共に修行して、別れてから4年後に悟りを得て勝者となり、そしてその後は1年のうち8ヶ月は村には1夜、都会にあっては5夜を出ない遍歴を行い、4ヶ月は雨期を過ごすために一ヶ所に止まったという記事を紹介されているから⁽¹⁾、マハーヴィーラは修業中も悟りを開いた後も遍歴を続けたということになるが⁽²⁾、少なくとも塚本博士が「それぞれ2人で行ってはいけない」として、釈尊が弟子たちを布教の旅に出したことに対応されている部分は、大半はマハーヴィーラの伝記からいえば一切智を得る前の修行時代のことであって、釈尊の伝記に対応させるとするならば、それは釈尊の6年間の苦行期間に相当する⁽³⁾。

- (1) 渡辺研二『ジャイナ教』（論創社 2005.12.25）p.098
- (2) マハーヴィーラが出家後の42年間の生涯において雨期を過ごした地が伝えられている。本「モノグラフ」に掲載した岩井昌悟研究分担者担当の【論文17】「釈尊雨安居智傳承の検証」参照。

- (3) マハーヴィーラは苦行時代には、「未知の地域をさまよい歩くのが常であった」「中村元選集 [決定版] 第10巻』『思想の自由とジャイナ教』 p.690、「タドクブーミという地域に行った」「アーリヤ人のいない国に行った」 p.692、「未知の地域をさまよい歩くのが常であった」 p.690、「カウシャンピーという都市に行った」 p.693、「マディヤマー市に行った」 p.698、「マハーヴィーラは宗教的修行のため、不快感、拷問に耐え、12年間にわたって経めぐっていた」「1000里を足で歩いた」 p.699などとされる。

[2-1] それでは釈尊は6年間の修行時代はどのような生活を送られたのであろうか。初期仏教聖典の編集者たちは、

此処菩薩六年苦行 (1)。

迦提波は多子制底辺に住していた。この時、菩薩は阿蘭若に住され、六年中に於て苦行を修し已られ、「是れ無益にして徒に労倦を為すのみ」と知り、次いで歡喜・歡喜力の二牧牛女の処よりして十六倍の乳糜を食された (2)。

とするように、ウルヴェーラーに留まっていたというイメージを持っていたようであって、より後の仏伝經典では

端坐六年 (3)。

定坐六年 (4)。

求禪処坐……具滿六年 (5)。

というから、仏伝經典の製作者たちがイメージする苦行は、達磨の面壁9年のような禪定を修したというイメージを持っていたことがわかる。要するに苦行時代の菩薩が「遍歴」をしたというイメージは持っていないわけである。

(1) 『雜阿含』 604 (大正 02 p.167 上)

(2) 『根本有部律』 「(比丘尼) 波羅市迦 001」 (大正 23 p.911 上)

(3) 『修行本起經』 (大正 03 p.469 下)、 『瑞應本紀經』 (大正 03 p.476 下)

(4) 『普曜經』 (大正 03 p.511 上)

(5) 『仏本行經』 (大正 04 p.075 上)

[2-2] またその間の苦行の内容を物語る經典には *MN.12 Mahāsihanāda-s.*、*MN.36 Mahāsaccaka-s.*、*MN.85 Bodhirājakumāra-s.*、*MN.100 Saṅgārava-s.*、 『増一阿含』 31-8 などが有り (1)。ここにはこの苦行が次のように記されている。

MN.12 ではそれを「苦行者 (tapassin)」「貧穢行者 (lūkha)」「嫌惡行者 (jegucchin)」「独居住者 (pavivitta)」であったとし、このうちの「苦行者」は、*MN.036 Mahāsaccaka-s.* においてニガンタ派のサッチャカが語る修行の内容 = p.63 の【4】の [3-5] にその全文を紹介したので参照されたい = に加えて、野菜や雜穀や牛糞や木の根、果実などを食し、麻・糞掃衣・樹皮・鹿皮・草・人の髪の毛や馬の毛を編んだもの、鳥の羽などを衣服とし、髪や髭の毛をむしり取り (kesamassulocanānyoga)、常に立って坐すを排し、あるいは常に蹲踞し、刺の上に臥し (kaṇṭhakāpassayika)、1日3回沐浴する (sāyatatatiyaka) などが上げられている。また「貧穢行者」は数年のあいだ身に塵垢をつけたままで苔が生えた (papaṭikajāta) というものであり、「嫌惡行者」は道を歩くにも水を飲むにも、一切の生類を殺さないようにしたというものであり、「独居住者」というのは阿蘭若にある時、牧牛者や樵が入ってくると人目につかぬように森の中を逃げ回ったというものであり、さらに子牛の糞や自分の糞を食べる「汚物食者 (vikaṭabhojana)」であった

ともしている⁽²⁾。

また MN.36、85、100 は無息禪 (appānaka jhāna) を修し、断食 (nūnāhaṃ sabbaso āhārupacchedāya paṭipajjeyyaṃ) を修したとし⁽³⁾、『増一阿含』31-8 は上に紹介したような「貧穢行」「汚物食」「断食」「無息禪」「苦行」などを行ったとしている⁽⁴⁾。

これらには、【4】【5】節で検討するジャイナ教やバラモン教の遍歴修行者の修行徳目とされるものや、現在においてもジャイナ教の修行者が行っている修行や、「モノグラフ」第7号に掲載した【論文6】「原始仏教聖典におけるバラモン修行者——*jaṭila* (螺髻梵志) と *vānaprastha* (林住者) ——」で考察した林住者に相当する螺髻梵志の修行項目などが雑多に含まれており、もしこれを信じるとすれば釈尊は当時の修行者たちが行っていたすべての修行徳目を試してみられたということになるが、しかしながらこのなかには不思議なことに「遍歴」という要素はまったく含まれていない。

また釈尊が6年間を過ごされたというウルヴェーラー (*uruvelā*) は、広大な=*uru*、砂地=*velā* という意味をもち、ここは乾けば立ち上る埃となり、雨が降れば泥沼と化すような、細かな泥からなっているヒンドゥスタン平野とは異なって、ヴィンディヤ山脈から *Nerañjarā* 河 (尼蓮禪河) と *Mahanī* 河が運んできた真っ白な砂からなる、この2つの河に挟まれた区域を指し、それほど大きな地域ではない。原始仏教聖典においてはこの地は

(アーラーラ・カーラーマとウッダカ・ラーマプッタのもとを去ってから) マガダ国において転々遊行して (*anupubbena cārikaṃ caramāno*) ウルヴェーラーのセナーの町 (*Senā-nigama*) に入った。そこに私は愛すべき区域 (*ramaṇīya bhūmibhāga*)、規清らかな森、流れる川、愛すべき白い美しい川岸、広々としている村 (*samantā gocaragāma*) を見た⁽⁵⁾。

と描写されている。

そしてここは、もともとはウルヴェーラ・カッサパとその弟子たちが住んでいたところであって、彼らは螺髻梵志として草庵を構えて定住していた⁽⁶⁾。もちろん釈尊は樹下や洞窟などに住されることもあったであろうが、おそらくは釈尊もウルヴェーラ・カッサパたちのような生活をされたのであって、したがって苦行時代の釈尊が「遍歴」をなされたとは理解しにくい。

このように同じ苦行とはいっても、マハーヴィーラのそれが「遍歴」という言葉で表されるのとは違って、釈尊のそれは一ヶ所にとどまったの苦行であったと考えられる。

(1) 「モノグラフ」第3号に掲載した【資料集3】「仏伝諸經典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」p.081 参照

(2) vol. I pp.078~079

(3) vol. I pp.243~246、vol. II pp.093、212

(4) 大正02 pp.670 下~671 中

(5) MN.26 *Ariyapariyesana-s.* vol. I p.167、MN.36 *Mahāsaccaka-s.* vol. I p.240、MN.100 *Saṅgārava-s.* vol. II p.212 *Senā-nigama* は *Senāni-nigama* と表されることもある。

(6) 【論文6】「原始仏教聖典におけるバラモン修行者——*jaṭila* と *vānaprastha* (林住者)」を参照されたい。

[2-3] なお釈尊は出城して6年間の苦行に入る前に、アーラーラ・カーラーマ (*Ālāra*

Kālāma) とウッタカ・ラーマプッタ (Uddaka Rāmaputta) に会って、しばらく彼らのもとで修行されたとされているが、多くの伝では王舎城でピンビサーラ王に会った後のこととされ⁽¹⁾、したがって全国を「遍歴」して歩いた後の師事ではなかったと考えられる。

- (1) 『方広大莊嚴經』“*Lalitavistara*” 『仏本行集經』“*Mahāvastu*” では、アーラーラ・カーラーマに会ったのはヴェーサーリーであったとする。「モノグラフ」第3号の【資料集3】p.076 参照。

[3] 成道された後でも釈尊はその生涯の多くを遊行に費やされたものと考えられるが、これもきちんとした目的と目的地をもった旅であって、他の宗教者の行った行雲流水のような「遍歴」ではなかったとしなければならない。

[3-1] 6年間の苦行の後に釈尊は菩提樹下で成道され、その直後にウルヴェーラーの地からバーラーナシーの郊外にあった仙人墮処・鹿野苑まで遊行されたとされる。それは梵天の勧めに促されて、苦行をともにした五比丘を教化されるためであった。『律藏』の「大品」は、その時の梵天の勧め（梵天勧請）の言葉を

立て勇者よ、戦勝者よ、商主よ、負債なき者よ、世間に遊行したまえ (*vicara loke*)、世尊よ、法を説きたまえ (*desetu dhammam*)、よく覚る者もあるであろう⁽¹⁾。

と結んでいる。世間において法を説くために「遊行」を行えと勧めているわけであって、「遍歴せよ」といっているわけではない。そして世間を観察された釈尊は共に修行した5人の比丘たちが鹿野苑にいることを知られて、鹿野苑まで旅をされたのである。このようにこの旅もはっきりとした目的と目的地を有する「遊行」であったことがわかる。

そしておそらくこの出発の時期は、成道後最初の雨期を過ごされた後であったであろう。伝経典では、成道直後の釈尊は七七日間の禅定を楽しまれたなどとされているが⁽²⁾、パーリの律藏では成道後の第3の7日の間、「時ならぬに大雲が起り、7日の間雨が降り続き、寒気があり、風が吹いて曇った (*mahākālamegho udapādi sattāhavaddhalikā sītavātaduddini*)」⁽³⁾とされているから、これも雨期を過ごされたことを意味するものと解される。ここでも「時ならぬに」とされているが、それが常ならぬことが起こった時の説話の常套句であることは前述したとおりであり、同じ場面を描く *SN.004-001-002* (vol. I p.103) では、

初めて正等菩提を証された世尊は、ウルヴェーラーの尼蓮禅河の岸辺のアジャパーラニグローダ樹の下に住しておられたとき、世尊は夜の闇の中で、露地に座っておられた (*rattandhakāratimisāyam ajjhokāse nisinno hoti*)。雨がしとしとと降っていた (*devo ekam ekam phusāyati*)。その時恐怖させようと悪魔が大きな象 (*mahanta hatthirāja*) に姿を変えて現れた。しかしその正体を見破られたので悪魔は退散した。

として、単に「しとしとと雨が降っていた」と表現されている⁽⁴⁾。

釈尊の成道の月日はヴェーサーカ月の満月の日とされ、中国古代の暦では2月15日に相当する⁽⁵⁾。この暦によれば4月16日が入雨安居の日とされるように、この後2ヶ月ほどして雨期に入ることになる。雨期は3ヶ月ほど続くから、釈尊はこの雨期の間を禅定の楽しみを楽しみながら過ごされて、雨期が明けて通行が可能になってから、バーラーナシーに向けて出発されたと解するのが自然であろう。ジャイナ教やバラモン教などでさえ雨期の期間は

遍歴してはならないとされているように、この間に旅をすることは望ましいことではないし、またそこいら一帯が水浸しになって、交通路が遮断されるから実際的にも無理であったのである。したがって禅定を楽しまれたのは7週間ではなく、20週くらいであったということになる。説話伝承では期間は著しく短くなるか、長くなる傾向があり、この場合は短くなっているのである。

- (1) *Vinaya* vol. I p.006
- (2) 「モノグラフ」第3号【資料集3】の付表参照。
- (3) p.003 『四分律』は「爾時七日天大雨極寒」（大正22 p.786中）、『五分律』は「時雨七日其雲甚黑使人毛豎」（大正22 p.103中）とする。
- (4) ‘*ekaṃ ekaṃ*’を英訳では‘*drop by drop*’としている。「1粒ずつ」ということであって、余りひどい降りではないであろう。
- (5) 「モノグラフ」第1号の【論文3】「釈尊の出家・成道・入滅年齢と誕生・出家・成道・入滅の月・日」と【論文2】「原始仏教時代の暦法について」参照

[3-2] このように釈尊は雨期が終わった頃にウルヴェーラーを出発して、ベナレス近郊の鹿野苑に到着され、そこで五比丘やヤサとその54人の友人たちを教化されて、60人の阿羅漢が生まれた。そして先に論じた諸国に弟子たちを布教に出す場面に繋がるのであるが、『パーリ律』の「大品」では、釈尊自らがウルヴェーラーに出発される前に雨期を過ごされたとされているから⁽¹⁾、釈尊はほぼ1年間を鹿野苑において過ごされたことになる。このように雨期の期間はもちろんのことながら、ジャイナ教の修行者やバラモン教の「遍歴者」が「遍歴」に出るべきであるとされるその他の8、9ヶ月の間も鹿野苑に留まられていたのである。

- (1) p.022

[4] この節を、鹿野苑において釈尊が弟子たちを諸国に布教に出されたところから始めたので叙述が分かりにくくなったが、以上を時の経過にしたがってまとめると次のようになる。

[4-1] 釈尊は南方伝承に従えばヴェーサーカ月の満月の日、古代の中国暦にしたがえば2月15日にウルヴェーラーの菩提樹のもとで成道された。仏成道第1年ということになる。そしてその地でこの2ヶ月ほどしてやってきた雨期を、すなわち古代の中国暦でいえば7月半ばごろまでを過ごされて、雨期が明けた後に五比丘たちを教化するためにベナレスに向けて出立された。雨期が明けた時点をもって年を加算するとすれば、これは成道第2年目の初めのことになる。

ウルヴェーラーからベナレスまでは、現代の国道2号線を通るとするならば道路距離でおおよそ250kmであるし、一端北上してガンジス河の岸辺を遡上するとするならば、もう少し距離があるであろうが、1ヶ月もあれば十分に到達できるであろう。したがって中国の古代暦の7月中旬にウルヴェーラーを出発されたとすれば、8月の中旬には鹿野苑に到着されたはずであって、この地で次の雨期が終わるまでの約11ヶ月を過ごされた。

そして成道後第2回目の雨期を過ごされてから、弟子たちを諸国に派遣し、自らは鹿野苑を出発してウルヴェーラーに向けて出発された。成道第3年目の初めのことであった。そして1ヶ月ほどをかけて再びウルヴェーラーに戻り、そこでウルヴェーラ・カッサパとその弟

子たちを折伏されているあいだに第3回目の雨期を過ごされた。したがってウルヴェーラ・カッサパとその弟子たち500人が釈尊の弟子になったのは成道第3年目の終わりから成道第4年目のはじめにかけてのことであったということになる。そしてこれに続いてウルヴェーラ・カッサパの2人の弟、すなわちナディー・カッサパとガヤー・カッサパ、ならびに300人と200人の弟子たちが釈尊の弟子となった。

そしてその頃から諸国に布教に出した弟子たちが出家希望者を連れて帰ってくるようになり、このようにしてさらにこの地で6年ばかりを過ごされた。これを6年と考えるのは、「モノグラフ」第11号に掲載した【論文11】の「提婆達多 (*Devadatta*) の研究」にも書いたように、*DN.014 Mahāpadāna-s.* (vol. II pp.045~049)、『長阿含』001「大本経」(大正01 p.009下)、法天訳『毘婆尸仏経』(大正01 p.157下)などによれば、それは過去仏であるピパッシン仏の時代のことであるが、弟子たちを2人して1つの道を行くなと布教に出されたのちの6年後に説戒をされたとしていることによる⁽¹⁾。もちろんこれは釈迦牟尼仏の事績ではないのであるが、「三宝帰依具足戒法」を制定して、諸国に布教に出した弟子たちに自分たちの弟子を取ることを許された直接の理由は、諸国に布教に出された弟子たちが、新たに弟子になりたいと望む者たちをはるばる釈尊のもとに連れ帰ってはまた出かけるということを繰り返す生活に疲れ果てたからであって⁽²⁾、それは1年2年の短期間であったとは考えられないし、後に記すように「白四羯磨具足戒」法の制定年などを勘案すると、これは合理的な数字のように考えられるからである。もしこのように考えることが許されるならば、成道後第4、5、6、7、8、9回目の雨期をこの地で過ごされたことになる。その間に釈尊の弟子集団は徐々に膨れ上がり、その拠点とするためにはウルヴェーラはあまりにも小規模な村であったため、おそらくいずれかの時点で本拠はその近くの都会であったガヤーの近郊に移されていたであろう。律蔵の「小品」では、釈尊はウルヴェーラに随意的間住された後に、1,000人のもと螺髻梵志であった大比丘衆を引き連れてガヤーシーサ (*Gayāsīsa*) に移り、そこで1,000人の比丘たちは心解脱したとしている⁽³⁾。このガヤーシーサは現在のガヤー市の郊外にある *Brahmayoni* 山に比定されており、ガヤーはもともと三迦葉の1人のガヤー・カッサパが本拠としていたところであって、ウルヴェーラは現在はブダ・ガヤーといわれるように、ウルヴェーラとは同じ文化・経済圏に属する大都市であった。

そしてこの第9回目の雨期を終えて諸国に出発する仏弟子たちに対して、三帰依戒によって仏弟子たちが現地で自分の弟子を取ることを許された。仏成道第10年の初めのことであった。これ以降諸国に布教に出た仏弟子たちは、それぞれその地に留まり、それぞれの地に仏教が定着することになった。

一方このことによって、釈尊は弟子たちが自分の元に帰ってくるのを待つ必要がなくなり、そこで行動の自由が生まれて、釈尊自身も遊行して各地に教えを広めることに専心できる条件が整った。そういう意味では「三帰具足戒法」の制定は、仏教の歴史に一時代を拓く契機となったといえることができる。

こうして釈尊は成道第10年の初めにガヤーを出発されて、マガダの首都であった王舎城に遊行された。おそらく懸案であった時の権力者のマガダ王ビンピサーラの教化をめざされたのである。その時の様子を『パーリ律』の「小品」は次のように記している。

時に世尊はガヤーシーサに随意的間住された後、王舎城に向かって比丘1,000人によつ

て構成される大比丘サンガとともに (*mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ bhikkhusahassena*) 遊行された (*cārikaṃ pakkāmi*)。すべて皆もと螺髻梵志であった (4)。

- (1) 「モノグラフ」第11号の p.029 ならびに p.030 の註 (2) 参照
- (2) *Vinaya* (vol. I p.021)、『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1030 中)
- (3) *Vinaya* (vol. I p.034)、『四分律』は「象頭山」とし(大正 22 p.797 上)、『五分律』は「伽耶山」という(大正 23 p.109 中)。
- (4) *Vinaya* (vol. I p.035)、『四分律』(大正 22 p.797 中)は「爾時世尊化此千比丘已、便作是念。我先許瓶沙王請若我成仏得一切智、先來至羅闍城、我今應往見瓶沙王。即正衣服將大比丘千人、皆是旧学螺髻梵志」とし、『五分律』(大正 22 p.109 下)は「爾時世尊作是念。吾昔與瓶沙王要得道度之。今應詣彼。便與千比丘前後圍繞漸漸遊行向王舍城」とする。

[4-2] そして王舍城において釈尊はマガダ王ビンピサーラや多くのバラモンや居士たちを教化して優婆塞とし、ビンピサーラ王からは竹林園が寄進された。『パーリ律』ではこれを「仏を上首とする比丘サンガ (*buddhapamukhassa bhikkhusaṃghassa*)」に寄進されたとするが (1)、『四分律』では「仏および四方僧」(2)、『五分律』では仏は僧中に含まれるから「四方僧」に施されたとする (3)。おそらく自覚的に用いられているのではないであろうが、これをそのまま採用するとするなら、僧院が建設されていないこの時点ですでに「サンガ」は成立していたということになる。なお『パーリ律』でも僧園や僧院などの固定資産の寄進はいわゆる「四方サンガ」(4)になされることが勧められるが、『パーリ律』はこの時点ではそのような概念は未だ形成されていなかったという認識を示すのかもしれない。

そしてこのあと釈尊は舍利弗・目連とその 250 人の仲間や、王舍城の多くの子弟たちを出家させて弟子とされた。そこで王舍城の人々に

沙門ゴータマがきて、子を奪い、夫を奪い、家系を断絶させる (5)。

という非難がまき起こった。

また釈尊が仏弟子たちにそれぞれ自分の弟子を取ることを許されたので、仏弟子たちは各地でそれぞれ勝手に弟子を取ったのであろう。この時点では、仏弟子たちが新たに自分の弟子としたその弟子たちをどのように教育指導すべきかというようなシステムが成立していなかったため、そこで

どうして沙門釈子は上衣下衣が整わず、威儀が具足せずに乞食に行き、人々が食べている最中に鉢を出したり、自ら汁・飯を指さして食い、食堂において高声・大声を出してバラモンのバラモン食におけるようにするのか (6)。

というもう 1 つの非難も起こったとされる。

このように釈尊が当時の最強の帝国であったマガダ王の帰依を受け、その首都であった王舍城の人々の多くが出家し、各地では仏弟子たちが布教を進めたので、その結果上記のような 2 つの非難が生じるようになった。新しい宗教が社会に定着し受け入れられるまでには、さまざまなトラブルが起こるもので、このような事態が生じるまでには、釈尊が王舍城にやってきてからおそらく 3 年ほどの年月は必要としたであろう。岩井昌悟研究分担者が詳細に検討している「釈尊の雨安居地伝承」(7)が、第 2、第 3、第 4 回目の 3 回の雨期を続けて王舍城の竹林園において過ごされたとするのもこのような状況が踏まえられたものと考えられる。

このように考えると、釈尊は成道後第 10、11、12 回目の雨期を、続けて王舎城で過ごされたことになる。すなわち釈尊は成道第 10 年と、さらに成道第 11 年、成道第 12 年を王舎城において過ごされたのである。

そして上記のような非難を解消するために、釈尊は新しく出家した者は共住比丘 (saddhivihārika, saddhivihārin) として和尚 (upajjhāya) に仕えて指導されなければならない、和尚の弟子を見ることまさに子の如く、弟子の和尚を見ることまさに父のごとくしなければならないという制度を制定され、やがてそれが、和尚となるべき者は有能であってしかも具足戒を受けてから 10 年を経過した者でなければならない、しかも新しく比丘となる者は 10 人以上の衆において白四羯磨による資格審査に合格しなければならないという制度となっていた⁽⁸⁾。

この「十衆白四羯磨具足戒法」というのは、現在まで伝わる具足戒法であって、これは平たくいえば会議を開いて出家希望者を比丘としてサンガに受け入れるべきかどうかを審議するということであって、そのためにはどのような者は出家させるべきではないというような出家資格や、議決方法などの規定が整備されていなければならないであろう。おそらくこの頃にこのようなものを含むさまざまな基本的規定が整備されたのであって、これによって正式な「サンガ」が形成されたといえることができる。「サンガ」のもっとも基本的な定義は羯磨を行いうる集団のことであって、おそらく羯磨で議決しなければならないとされる議事の最初は、この具足戒羯磨であったであろうからである。そして先に紹介した第 1 の非難は、律蔵の「小品」によれば「7 日で収束した」⁽⁹⁾ というが、上記のような 2 つの深刻な問題が何の対策も講じられないで自然に消滅するはずはなく、おそらくこのようなサンガ運営の基本的な規則が制定されて、出家させるべきでない者は出家させないという歯止めをかけ、上座比丘は新米比丘をきちんと教育するということが行われるようになったからこそ収束したのである⁽¹⁰⁾。

そしておそらくこのような制度が整ったのは第 12 回目の雨期が明けた時、すなわち仏成道第 13 年目の初めであったものと考えられる。和尚となるべき者は出家具足戒を受けてから 10 年を経過した者、すなわち法臘 10 歳になった者でなければならないという規定は、もしこれが成道後 10 年未満に制定されたとしたならば、その有資格者は誰もいないということになり、規定そのものが意味をなさないことになる。しかし仏成道第 13 年目なら、法臘は具足戒を得た時が無歳で、雨安居を過ごすたびに加算されるという仕組みであるから⁽¹¹⁾、五比丘や諸国に布教に出されたという 60 人の比丘たちはすでに具足戒を得てから 11 回の雨期を過ごし、ウルヴェーラ・カッサパやその弟子たちの中の主立った者は 10 回の雨期を過ごしていることになるから、彼らはすでに 11 歳ないしは 10 歳になっており、彼らは有資格者であって、この規定は有効に働いたということになる。

(1) p.039

(2) 大正 22 p.798 中

(3) 大正 22 p.110 上

(4) 「四方サンガ」については、「モノグラフ」第 13 号【論文 14】「『釈尊のサンガ』論」と「『現前サンガ』と『四方サンガ』」『東洋学論叢』第 32 号 (東洋大学文学部 平成 19 年 3 月) を参照されたい。

(5) p.043 『四分律』は「羅闍城中諸長者。自相誡勸言。汝等有兒者。各自慎護。婦有夫主者

亦慎護之。今大沙門。從摩竭國境界諸梵志自隨。今來至此復當將此諸人去」とする。大正 22 p.799 中

- (6) p.044 『四分律』(大正 22 p.799 中)、『五分律』(大正 22 p.110 下)、『十誦律』(大正 23 p.148 上)を参照。『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.412 中)は次のようにいう。「釈尊は自分に倣って、善來具足で出家させることを比丘たちに許可された。そのとき比丘たちは諸国を遊行し、出家希望者をこの教えによって出家させた。ところがその者たちは威儀や進止などが整わないので、世間の人々から非難が生じた。これを聞いた舍利弗は釈尊のもとを訪れ、伺いを立てる。そこで釈尊は善來比丘戒を捨てて十衆受具足を制せられる」と。
- (7) 「モノグラフ」第 6 号に掲載されている【論文 5】「原始仏教聖典に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」の p.071 の表を参照されたい。
- (8) p.055 『四分律』(大正 22 p.799 下)、『五分律』(大正 22 p.111 中)、『十誦律』(大正 23 p.148 中) 『四分律』は、これが舍利弗・目連の帰仏の流れの中で記述されている。そのとき釈尊は王舎城で、鬱鞞羅迦葉と散若夷毘羅梨沸の 250 人の弟子たちを出家させた。そして春夏秋冬を遊行に出なかつたので、人々が非難した。そこで釈尊は阿難と少数の比丘らと南山へ赴かれ、再び王舎城に帰られた。釈尊は阿難に、少数の比丘しか集らなかつた理由を尋ねられた。阿難は「10 年の間は依止して過ごすようにとあつたから」と答える。そこで釈尊は 5 年間依止すればよいという規則を制せられる。『四分律』「受戒捷度」(大正 22 p.805 下)
- (9) p.044
- (10) p.045 『四分律』(大正 22 p.799 下)、『五分律』(大正 22 p.110 下)、『十誦律』(大正 23 p.148 中)、『根本有部律』(大正 23 p.1030 下)
- (11) 法臘は雨安居を過ぎた時に 1 歳を加える。下記を参照されたい。

『雜阿含』1331(大正 02 p.367 下)：そのとき多数の比丘が拘薩羅國の人間を遊行して、ある林の中で夏安居を過ぎた。ときに林に住む天神が 15 日に比丘の受歳(1 歳法臘を増すこと)を知り、別れを惜しんで「多聞の諸比丘、瞿曇の弟子は、今悉く何処に去るや」と偈を唱えた。これに対して異天神が「摩竭提(Magadha)に至る有り、拘薩羅に至る有り、亦た金剛地に至り、処処に修して遠離せり、猶お野禽獸の如く、所樂に隨いて遊ぶなり」と偈を唱える。

Vinaya「大捷度」(vol. I p.059)：その時、比丘らは法臘 1 歳(ekavassa)、2 歳(duvassa)で弟子に具足戒を与えていた。具壽ウパセーナ・ヴァンガンタプッタ(Upasena Vaṅgantaputta)もまた、法臘 1 歳で弟子に具足戒を与えた。彼は安居を過ぎて 2 歳となり、1 歳の弟子を連れて釈尊の所にやって来た。……そこで、「10 歳に満たないものは、具足戒を与えてはならない」と制せられた。Vinaya Mahākhandhaka (vol. I p.059)

『四分律』「受戒捷度」(大正 22 p.800 中)：法臘 2 歳の婆先始は 1 歳の弟子を引き連れて世尊のところに行った。そこで 10 歳比丘が人に具足戒を与えるべきことが制された。

『五分律』「受戒法」(大正 22 p.114 上)：優波斯那比丘は 2 歳にして 1 歳の弟子とともに仏の所にやって来た。……「1 歳……乃至……9 歳にして人に具足を授けてはならない。10 歳にして如法ならんには授けることを得る。」

『十誦律』「受具足戒法」(大正 23 p.148 下)：そのとき優波斯那が法臘 1 歳で共住弟子に具足戒を授け、無歳の弟子と共に拘薩羅國のある場所で夏安居を過ぎた。諸仏の常法として、春の末月と夏の末月の大会があり、春の末月には安居に入ろうと、諸方の比丘が釈尊のもとを訪れて、説法を聞いて心に念じ、また夏の末月には自恣、作衣を終えて、釈尊のもとを訪れて問訊礼拝していた。ときに優波斯那は夏安居を終えて、舍衛國に遊行して来て、

釈尊を問訊礼拝した。このとき釈尊は彼が2歳で、彼の弟子が1歳であることを知り、比丘僧を集め、彼を呵責されたのち、比丘らに「今より10歳未満で共住弟子に具足戒を与えてはならない。具足戒を与えれば、突吉羅」と制戒される。

『十誦律』「受具足戒法」(大正23 p.151上)：仏、王舎城に在しき、自恣終りて二月、南山国土に遊行せんと欲したまふ。……その時、王舎城に年少比丘が多し、一歳二歳三歳四歳五歳なり、……「若し仏に従って行けば処処に久住せず、種々供養の利あり、しばしば依止師を受け、来還、また速やかなるも我が和尚阿闍梨は行かず、我ら何を以て行かん」と。……「今より比丘に五法成就あり、満五歳にして依止を受けざるを聽す。」

『根本有部律』「出家事」(大正23 p.1031上)：世尊が舎衛国におられたときのこと。法臘1歳の近軍苾芻は無歳の弟子と夏安居を過ぎして後、自身が2歳、弟子が1歳となって、弟子を引き連れて世尊のところに行った。そこで10歳比丘が人に具足戒を与えるべきことが制された。依止も畜沙弥も同じ。

Jātaka-A.300 Vaka-j. (vol. II p.449)：釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、ウパセーナが法臘2歳で法臘1歳の弟子を連れて釈尊のもとに至り、釈尊から非難されて去る。その後、阿羅漢になり13頭陀を修し、釈尊が3ヶ月の独坐に入っておられる時にやって来て、上記 *Vinaya* の記事に続く。

『僧祇律』「単提028」(大正22 p.349中)：そのとき無歳比丘が新しい衣を着ているのに、夏安居を7年経過した比丘が、古い衣を着て、釈尊を拝謁した。これを見た釈尊が「どうして古い衣を着ているのか」と尋ねられると、彼は「7年前より、衣を得れば、比丘尼に与えていた」と答えた。そこで釈尊は「非里親の比丘尼に衣を与えてはならない」と制戒される。(単提法第28「与尼衣戒」因縁)

Vinaya 「皮革韃度」(vol. I p.194)：そのときマハーカッチャーナはアヴァンティ国(Avanti)のクララガラ(Kuraraghara)のパヴァッタ山(Pavatta pabbata)にいて、ソーナ・コーティカンナ優婆塞を侍者としていた。ときにソーナ・コーティカンナがマハーカッチャーナのもとにやって来て、「在家では梵行を修することが難しいので、出家させて欲しい」と願い出た。そこでマハーカッチャーナは彼を出家させたが、当時のアヴァンティ南路(Avantidakkhināpatha)には比丘が少なく、3年間かかってようやく10人の比丘を集め、彼に具足戒を与えた。ときにソーナ・コーティカンナは雨安居を終えたのち、マハーカッチャーナの許可を得て舎衛城の祇樹給孤独園に居られる釈尊のもとを訪れた。このとき釈尊は阿難に「彼の為に座臥具を用意するように」と命じられた。阿難は釈尊の心を察知して、釈尊の精舎にこれを用意した。早朝、彼が釈尊の求めに応じて、すべて‘義品(Aṭṭhaka-vaggika)’を唱誦したので、釈尊はこれを誉められて「何歳か」と尋ねられると、彼は「法臘1歳である」と答えた。さらに釈尊は彼の出家が遅れた理由を尋ねられたとき、彼はこのときとばかりに「かの地では比丘が少なく、3年を過ぎてようやく10人の比丘が揃った。そこで、かの地では少数で具足戒を授けられるようにして欲しい」と、師のマハーカッチャーナから依頼された願いを告げた。さらに辺地での数重の履、しばしばの洗浴、獣皮の敷具の使用についても願い出た。すると釈尊は比丘たちに「一切の辺地に於ては、持律者を雑えた5人の衆をもって具足戒を与えることを許す」と制戒され、さらに他の願いも許可される。

Udāna 005-006 (p.057)：蘇那は大迦旃延のもとで出家を願う。阿槃提南路アヴァンティスダッキナーバタには比丘が少なかったので大迦旃延は3カ年を過ぎて10人の比丘を集め具足戒を授ける。蘇那は雨安居を終わってから釈尊を持したい旨大迦旃延に願い出る。これが許され、舎衛城祇陀林給孤独園にいる釈尊のもとへ赴く。釈尊は蘇那と同室を望む。その際釈尊に問われて彼は「法臘1歳」と答えている。

無歳という語は次の文献に見られる。『僧祇律』「単提028」(大正22 p.349中)、同「雑誦跋渠法」(大正22 p.413下)、同「雑誦跋渠法」(大正22 p.457中)、同

「雑誦跋渠法」(大正 22 p.457 下)、同「雑誦跋渠法」(大正 22 p.466 上)、同「雑誦跋渠法」(大正 22 p.485 上)

[4-3] そしてその状況は後に詳しく検討するが、おそらくこれらの規定が整備された頃に、すでに寄進されていた竹林園に、ある長者の寄進によって、仏教の僧院としては最初の竹林精舎が建設されることになったのである。このように釈尊は僧院が建設される以前にも決して遍歴生活に明け暮れていたのではなく、むしろ定住生活が原則であった。そうでなければ諸国に布教に派遣された仏弟子たちが、出家希望者を釈尊の元に連れ帰って、釈尊によって具足戒を与えられるということができなかつたからである。

そしてこのようにして釈尊によって「善来比丘具足戒」を与えられて釈尊の直弟子となった比丘たちは、そのまますぐに遍歴修行に放り出されるということではなく、「仏を上首とする比丘サンガ」⁽¹⁾のなかで、釈尊の膝下でその薫陶を受けていたものと考えられる。このような経験がなければ、和尚と弟子の制も生まれなかつたであろうからである。このように考えれば、釈尊から印可をもらって諸国に布教に出る弟子以外は、釈尊が定住しておられれば彼らもまた定住していたことになる。

一方諸国に布教に出た釈尊の直弟子たちは、新たに仏教の修行をしようという希望者たちを「三帰具足戒」によって自分の弟子とすることができるようになって以降は、諸国に留まって自分の弟子を指導するようになった。しかし未だ和尚と弟子という制度が作られていなかった間は、中には指導が行き届かないで、出家修行者として出家させるべきではない者を出家させたり、出家者でありながら出家者としての威儀が整わないという非難を受ける者たちも生まれたのであろう。したがってあるいはそのような新たに出家した弟子たちの中には、他の宗教の修行者のように出家してすぐ師のもとを離れて「遍歴」修行を行った者もあつたかもしれないが、それは仏教の教えの本義ではなかつたということになる。

このような弊害を防ぐために、和尚と弟子の制が制定され、10年間は和尚の元で修行しなければならぬという制度が設けられ、やがて「三帰具足戒法」が廃止されて、「白四羯磨具足戒法」によって具足戒が与えられることに改正されたのである。和尚の弟子は「共住弟子」と呼ばれ、和尚が亡くなるとか還俗してしまうなど、和尚に何らかの支障が生じた時にその代りの指導者となる阿闍梨(ācariya)の弟子は「内住弟子(antevāsikṣa)」と呼ばれるが、両者ともに「師匠とともに住む者」といった意味である。したがってこれらの語には独り一処不住の遍歴をするというイメージはなく、むしろこのような仏教の出家修行者としての修行のあり方は、「遍歴」とは相反するというべきであろう。

- (1) 「仏を上首とする比丘サンガ」については、「モノグラフ」第13号に掲載した【論文13】「『仏を上首とする比丘サンガ』と『仏弟子を上首とする比丘サンガ』」を参照されたい。

[5] 上記のように、おそらく釈尊は成道第10、11、12年の3年間で王舎城において過ごされたものと考えられる。もちろんその間近隣の土地には遊行教化されたであろうが、基本的には王舎城に定住されたものと考えられる。出家授戒を行うのは雨安居期間中のみであるということであれば、それ以外の期間は自由に遊行できるということになるが、むしろ「雨安居の間も出家させなければならない」という規定があるように⁽¹⁾、出家授戒を行う機会は雨期以外の季節の方が多かつたものと考えられるからである。

そしてこの王舎城に住しておられた間にじっくりと将来構想を練られた後に、和尚と共住弟子、阿闍梨と内住弟子の制や、白四羯磨具足戒法や、戒律の基本的な条項を制定され、サンガの基本的な枠組みを作り上げられたのである。こうしてサンガの基礎が固まってから釈尊は、これから入滅まで続く遊行を始められたのではないかと思われる。この遊行は、ヒンドゥスタン平野に展開していたいくつかの国々のたくさんの人々を教化し、教団の基礎をいよいよ強固ならしめるためのものであった。

以下では、この釈尊の遊行がどのようなものであったのかを検討してみたい。

(1) *Vinaya* vol. I p.153

〔5-1〕 釈尊の本格的な遊行の最初は、祇園精舎の寄進を受けるために舎衛城に赴かれた遊行であったと考えられる。それはその後の遊行をも推測せしめるものであろうから、少し詳しく調べたい。律蔵の「臥坐具鞞度」に記された祇園精舎建設の因縁譚は次のようである。釈尊が祇園精舎を受けるために王舎城から舎衛城に遊行されることになったその場面のみを紹介する。

Vinaya 「臥坐具鞞度」 (vol. II p.154) によれば、舎衛城から王舎城に商用に来ていた給孤独長者（須達長者）は仏がこの世に出られたことを知り、釈尊に会いに行つて優婆塞となり、その翌日に釈尊と比丘たちを食事に招待して、舎衛城において雨安居に入ることを請うた。釈尊は「居士よ、如来たちは空屋において大いに喜ぶ (*suññaghāre kho gahapati tathāgatā abhiramanti*) 」と答えられ、居士は「世尊よ、わかっております、善逝よ、わかっております (*aññātaṃ bhagavā ajjātaṃ sugata*) 」といった。そして居士は王舎城から舎衛城に還る途中で人々に「僧園を作り、精舎を建て、布施を設けよ (*ārāme ayyo karoṭha vihāre paṭiṭṭhāpetha dānāni pṭṭhapetha*) 」と説き、人々はその教えを受けてその通りにした、という。

『四分律』 (大正 22 p.939 上) は、長者が夏安居 90 日の招待をしたのに対し、釈尊は「すでにピンピサーラ王の招待を受けている」と答えられ、そこで「それでは来年の招待を受けて下さい」というのに対しても、「すでにピンピサーラ王の招待を受けている」と断られたので、「それでは後年の招待を受けて下さい」というに対し、釈尊は「もし清浄でうるさくなく、悪獣がないで静かに坐禅することができる園林があれば、そういうところに住みましょう」と答えられたので、長者はこれを受けたことになっている。そしてその帰途の村落城邑において「空処においては園果を植え、池井を設け、橋船を安んぜよ」と説いて、人々はそうした、とする。

『五分律』 (大正 22 p.167 上) も、須達多長者が舎衛城での夏安居を招待したのに対して、釈尊は 3 度とも黙っておられ、4 度目の願いに「うるさくなく、静かな場所があれば安居しましょう」ということになったとしている。そしてそれを作るために、誰か 1 人の比丘を差し向けて監督してもらえないかということで、舍利弗が行くことになった。そして長者は帰途の聚落の処々において「頓処を安んじ、道路や橋梁を修治し、供具を弁えよ」と説いて、人々はそうした、とする。

『十誦律』 (大正 23 p.244 中) は、長者の夏請を受けられたいという要請に、世尊は「舎衛国に僧坊があるか」と質問され、「未だありません」という答えに、釈尊が「もし僧坊住処があれば比丘たちが往来できるけれども、ないとなれば往来してそこに止まることができ

ない」と言われたので、そこで長者は僧坊を作ることを約束し、世尊は舍利弗を遣して監督させることになった。そして居士はその帰途において釈尊の泊まるべきところに、「仏のために講堂・温室・食堂・食厨・洗浴処・門屋・禅坊・大小便処を弁えよ」と説き、半由旬ごとに僧坊を起こした、という。

『僧祇律』（大正 22 p.415 中）も、舎衛城に精舎を作って仏および僧を招待したいという申し出を受けて、舍利弗・目連の 2 人を監督のために派遣したとしている。ここにはその招待が雨安居を請うたものであったとはしていない。もっとも詳細は「毘羅経の中に広く説けるが如し」として省略されており、もともとは雨安居を請うたものであった可能性は強い。

律蔵以外の文献では、『中阿含経』28「教化病経」（大正 01 p.460 下）も給孤独長者の舎衛国における夏坐の招待に釈尊は「舎衛国中有房舎未」と問われたする。しかし『別訳雑阿含』186（大正 02 p.440 中）は「私の終身の施設供養を受けてください」という願いに、「彼国為有僧坊以不」と問われたとしており、これは雨安居の招待であったとはしない。

[5-2] 以上のパ・漢の多くの文献に共通する文脈から、釈尊が成道後に舎衛城に行かれたのは、これが最初であったことが推測される。そしてこの遊行は舎衛城において雨安居を過ごすためであり、そのために祇園精舎が建設され、そこにいたる交通路の要所所には宿泊のための施設が造られ、道路が整備されたとされる。これは説話的な誇張であるとしても、この旅が行方定めぬ一処不住の「遍歴」ではないことや、その要所所所でできる限りの布教がなされ、時には 1 週間や 10 日の逗留もあったであろうことは容易に推測される。

なお『四分律』は長者の招待に対して、今年の雨期も、来年の雨期もピンピサーラ王の招待を受けているからダメだと断られ、ようやく 3 年後の訪問を約束されたとする。『五分律』では長者が三請するも釈尊は黙しておられ、第四請に応じられたとする。これは『四分律』のように今年、来年、再来年と断られ、第 4 年目の雨安居を受けられたという意味ではないが、深読みすればそうとも解釈することができる。ちなみに釈尊の「雨安居地伝承」では、この雨安居は成道後第 14 回目の雨安居であったとされ⁽¹⁾、これを信じるとすれば、前項において述べたように、釈尊は成道後第 10、11、12 回目の雨期を王舎城で過ごされたとするれば、さらにもう一度、第 13 回目の雨期も王舎城で過ごされたか、あるいはヴェーサーリーなど他の場所で過ごされて、その後の第 14 回目の雨期を舎衛城で過ごされたということになる。そして給孤独長者が舎衛城での雨安居を招待した時点は、『四分律』にしたがえば、釈尊が王舎城で第 12 回目の雨安居を過ごされる前、『五分律』を先のように理解するとすれば、釈尊が王舎城で第 11 回目の雨安居を過ごされる前のことであったということになる。

またこの問答の中心は舎衛城に僧院を建設するということであるから、この時点ですすでに竹林園に僧院が建設されていたであろうことはいうまでもない。

(1) 「モノグラフ」第 6 号 【論文 5】「原始仏教聖典に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」の p.071 を参照されたい。

[6] 以上のように、釈尊が成道後に最初に舎衛城まで遊行されたのは、雨安居を過ごしてくださいという招きに応じたものであった。おそらく釈尊の雨安居は、この舎衛城での雨安居に限らず、しばしばこのような招待を受けてなされたものと考えられ、実は遊行の大きな目的の 1 つは、雨安居の招待を受けてその地に移動するためのものではなかったかと考え

られる。

[6-1] そのような例のもう1つの代表はヴェーラーンジャーでの雨安居のケースである。『十誦律』「波夜提 044」（大正 23 p.098 中）によれば、それは次のような状況によってなされた。『十誦律』「医薬法」（大正 23 p.187 中）にも、ほとんど同様のことが記されている。

世尊は舍衛国におられた。そのとき毘羅然国（*Verañjā*）に阿耆達（*Aggidatta*）という婆羅門王がおり、因縁あって舍衛国に来ていた。世尊が祇園精舎におられることを聞き、会いに行つて、毘羅然国で夏安居されることを願い、許された。彼は国に帰って夏 4ヶ月の食料を用意したが、門番に自分は夏の 4ヶ月をゆつくりと過ごしたいから、外のことは一切自分の耳に入れるなと命令して、後の手当てを忘れてしまった。世尊は 500 人の比丘とこの国に入られた。その国はまだ信者が無く精舎もなかったので、園林に止宿することになり、乞食も得られなかった。そこで世尊や比丘たちは馬麥を食した。雨安居の招待を受け、雨安居を過ごされるために遊行されたという記述はその他にもある。『増一阿含』034-005（大正 02 p.694 上）には、

そのとき釈尊は 500 人の比丘たちと共に祇樹給孤独園に居られた。ときに頻婆娑羅王は王舎城での夏坐を請うため、この園林にやって来た。釈尊はこれを黙然として受けられた。王は再び王舎城に戻り、大講堂を建立し、さまざまな食具を用意した。そこで釈尊は 500 人の比丘たちを率いて、人間を遊行しながら迦蘭陀竹園に向われた。

とされており、また『頻毘娑羅王詣佛供養経』（大正 02 p.855）には、

婆伽婆は舍衛城祇樹給孤独園におられた。その時摩竭王の頻毘娑羅は羅闍城から舍衛城に赴き、仏から微妙の法を聞いて、「私の三月請を受けて羅闍城に遊行し、供養を受けてください」と願い出た。世尊は黙然とこれを受けられ、大比丘衆 1,250 人と羅闍城行き、竹林迦蘭檀園に住された。

とされている。

また *MN.081 Ghaṭikāra-s.*（陶師経 vol.II p.045）には過去仏の話であるが、先の舍衛城への招待を彷彿とさせる記事がある。これも釈尊の遊行のありさまの一端を物語るものとして理解することができるであろう。

そのとき釈尊は比丘たちと共にコーサラを遊行していると、道を外れたところで笑みを浮かべられた。このとき阿難が「どうして微笑されたのか」と尋ねた。すると釈尊は「昔、この地にヴェーバリンガ（*Vebhaḷiṅga*）という町があって、その近くにカッサパ仏（*Kassapa*）が居られた。その町にはガティーカーラ（*Ghaṭikāra*）と名づける陶工がいて、カッサパ仏に供養していた。彼は友人であるジョーティパーラ（*Jotipāla*）という若い婆羅門を誘い、カッサパ仏のもとへ行こうとしたが、友人が拒んだので、一旦沐浴に誘った上で、カッサパ仏のもとを訪れ、教えを聞いた。このときジョーティパーラがカッサパ仏のもとで、出家して具足戒を受けた。その数ヶ月後に、カッサパ仏がパーラーナシー（*Bārāṇasī*）へ遊行に出て、イシパタナ（*Isipatana*）のミガダーヤ（*Migadāya*）に到着された。これを聞いたカーシ王のキキン（*Kikin*）がやって来て、教えを聞いたのち、食事に招待した。翌日、カッサパ仏が比丘たちと共に王の住居に赴き、食事をされたのち、王が雨安居を招請したが、カッサパ仏は『すでにヴェーバリン

ガという町のガティーカーラに招待されている。彼は五戒を守り、仏と法と僧と戒に淨信を具足し、年老いた盲目の父母を扶養し、五下分結を断じている。かつて彼らは食事や屋根の茅草などを供養した』などと語って辞退された。このとき王はガティーカーラのもとへ500台の車に載せた米を送らせた。ところで阿難よ、かのジョーティパーラは私の過去世である」と告げられた。

[6-2] 以上のように釈尊の遊行は、雨安居を過ごされるためにその地に移動するというケースが多かったものと考えられるが、釈尊がある地におられた時、他の地で雨安居を過ごされるようにと要請されてそれを受け、その後そこまで遊行されたという3つの条件をすべて記している記事はそう多くはない。しかし同じヴェーランジャーでの雨安居をヴェーランジャー婆羅門が要請したという記事の要請場所を、*Vinaya Pārājika001* (vol.Ⅲ p.001) や『四分律』「波羅夷001」(大正22 p.568下)⁽¹⁾、『五分律』「波羅夷001」(大正22 p.001上)などはヴェーランジャーであったとしているが、婆羅門が雨安居を要請しながら、馬車を食しなければならなかったというのは同じであるから⁽²⁾、これはむしろ舎衛城において雨安居を招待したにもかかわらず、本国に帰ってこのことを忘れてしまったという方が説得力があるから、これらも先の資料のように舎衛城が発端であって、この発端部分が省略されたものであろうことが容易に推測される。またヴェーランジャーはガンジス河よりもさらに西のヤムナー河に近いところであって、これは釈尊の活動地域の最西端にあたり、聖典自身にも「その国はまだ信者が無く精舎もなかった」と書かれているから、何らかの途次に立ち寄って、そのとき雨安居を要請されたとはとても考えられない。

このように単にその場所において、要請されて雨安居を過ごしたと記されている場合にも、上記のようなケースは少なくないであろう。このような資料には次のようなものがある。

『増一阿含』038-011(大正02 p.725中)：釈尊が500人の大比丘衆と共に王舎城・竹林園におられた時、阿闍世王が釈尊のもとを訪れて王舎城での90日の雨安居に招き、釈尊はこれを承諾される。

『増一阿含』042-006(大正02 p.754上)：釈尊は舎衛城祇樹給孤獨園におられたとき、王波斯匿は如來および比丘僧の夏坐90日を請うた。

『十誦律』「尼薩耆027」(大正23 p.057下)：佛が舎衛国におられたとき、鬪将が佛所に行って、我らの舎衛国の夏安居を受けられるようにと請い、仏はそれを受けられた。

『五分律』「墮062」(大正22 p.061中)：佛が迦維羅衛城におられたとき、諸釋種が共に佛および僧の夏四月安居を請い、世尊は默然としてこれを許された。

『五分律』「食法」(大正22 p.151下)：釈尊が波旬邑へ来ようとしていると聞き、波旬(パーヴァー)の力士(マッラ)人らが協議して「出迎えない者を罰金に処す」と決めて、皆で釈尊を出迎えた。彼らは説法を聞いてから、釈尊に雨安居の4ヶ月を過ごされるよう請い、釈尊はそれを受けられた。

『十誦律』「波夜提074」(大正23 p.117下)：佛は釈氏国におられた。そのとき摩訶男釈は佛および僧に四月請した。

『根本有部律』「藥事」(大正24 p.003中)：その時世尊は波羅痾斯仙人墮處施鹿林中に遊行された。城内に大軍という長者があり、世尊と苾芻衆に三月夏安居を請い、受

けられた。

『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.005 中）：世尊が摩揭陀国に至ったときに、影勝王は夏安居を請い、侍縛迦医王を遣わした。それを聞いて勝光大王も世尊が憍薩羅国に来たときに夏安居を請い、医人阿帝耶を遣わした。

『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.045 上）；世尊は勇軍聚落において人間を遊行し鞞闍底城に至られた。ときに城中に火授という婆羅門があつて、世尊および苾芻衆に三月雨安居を受けられることを請い、世尊はそれを受けられた。

また釈尊が雨安居を「受けられた」という表現もこの部類だとすれば、さらに次のような資料がある。

『中阿含』009「七車経」（大正 01 p.429 下）：世尊は、王舎城に遊び竹林精舎に住された。釈尊は比丘らと共にこの地で夏坐を受けられた。

『中阿含』024「師子吼経」（大正 01 p.452 中）：ある時仏は舎衛国に遊び、勝林給孤独園に住された。そのとき釈尊は比丘らと共にこの地で夏坐を受けられた。

『中阿含』027「梵志陀然経」（大正 01 p.456 上）：世尊が王舎城の竹林加蘭哆園で夏坐を受けておられた。

『中阿含』069「三十喻経」（大正 01 p.518 下）：釈尊は比丘らと共にこの地で夏坐を受けられた。

『中阿含』089「比丘請経」（大正 01 p.571 中）：その時釈尊は王舎城に遊行され、比丘らと共に迦蘭陀竹園で夏坐を受けられた。

『中阿含』069「三十喻経」（大正 01 p.518 下）：釈尊は比丘らと共にこの地で夏坐を受けられた。

『中阿含』116「瞿曇彌経」（大正 01 p.605 上）：釈尊はカピラヴァットゥで安居を受けられた。

『中阿含』121「請請経」（大正 01 p.610 上）：佛は王舎城に遊び、竹林加蘭哆園にあつて大比丘衆 500 人とともに夏坐を受けられた。

『中阿含』194「跋陀和利経」（大正 01 p.746 中）：そのとき釈尊は舎衛国勝林給孤独園に在し、比丘たちと共に夏坐を受けられた。

『中阿含』207「箭毛経」（大正 01 p.781 中）：佛王舎城に遊び、竹林伽蘭哆園にあつて大比丘衆 1,250 人とともに夏坐を受けられた。

というものである。

- (1) 『四分律』「捨墮028」（大正 22 p.630 中）は釈尊が雨安居を終わってヴェーランジャ・バラモンに暇乞いし、翌日の供養を受けて、遊行に出られる場面からの記述である。
- (2) 『パーリ律』は馬麦を食しなければならなかった理由を記していないが、『四分律』『五分律』はそれを悪魔波旬の所作によるとする。また雨安居を終えて出立する時の婆羅門の言い訳としては、『パーリ律』は仕事が忙しかったとし、『五分律』は迷妄して憶念しなかったとしている。

[6-3] このように釈尊の雨安居は、多くの場合は招待されてなされた。そして雨安居地はその前年には予約されており、時には舎衛城のケースのように2年以前、あるいは3年以前に予約されていたであろうことが推測される。なぜなら、「モノグラフ」第13号の【論文14】の「『釈尊のサンガ』論」の【3】の[4]に詳しく書いたように、釈尊在世当時の

仏弟子たちには、雨安居に入る前と雨安居を過ぎた後に、釈尊に会いに行くという習慣があって、それは「諸仏の常法」であったとされ、漢訳聖典では「春の大祭」「夏の大祭」と呼ばれている。また『涅槃経』に阿難が次のようにいうのは、これを語っているのである。

かつては方々で雨安居を過ぎた比丘たちが如来に会うためにやって来ました。私たちは心の修行を積んだその比丘たちにまみえて、仕えることができました。しかし世尊なき後は私たちは心の修行を積んだその比丘たちにまみえて、仕えることができません(1)。

そしてこれが全国各地に散在するたくさんのサンガやすべての出家修行者を釈尊に結びつけるシステムとして働いていたのであるから、そのためには釈尊の雨安居地は全国の比丘・比丘尼たちにかなり前から、周知されていなければならなかった。そうでなければ、口コミが唯一の情報伝達手段であった当時あって、インド各地に散在する仏弟子たちがどこに行けば釈尊に会えるかわからないからである。

このように釈尊の遊行は、目的と目的地が確定された旅であって、一処不住の行方さだめぬ「遍歴」と呼ぶべきような旅ではなかったということは確実である。

とはいうものの、釈尊最後の雨安居地が飢饉によって急遽竹林村に変更されたようなケースが起こったであろうことは十分に推測されるし(2)、雨安居地がその直前まで決定しないということもあったであろうことも、これまた十分に想像される。しかし雨安居の前後に全国の出家修行者が釈尊を訪ねるのが「常法」であったとすれば、そのような時にも釈尊の所在は誰でも知りうるような措置が講じられていたであろう。

(1) DN.16 (vol. II p.140)、Mahāparinirvāṣūtra p.202、中村元『遊行経』下(大蔵出版1985.2) p.513、『大般涅槃経』中(大正01 p.199中)

(2) 竹林村において雨安居を過ごすことになる場面は次のように記されている。『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.014下)「この土、飢饉にして、乞求するも得難し(竹林村(beluvagāṃaka)は飢饉であった)」「汝等宜しく各々部を分ちて知識するところにしたがひ、毘舍離及び越祇国に詣り、彼(の国土)に於て安居せば、以て乏しきこと無からん。吾独り阿難と與に此(處)に於て安居せん」

『根本有部律』「波羅市迦004」(大正23 p.675上):爾時薄伽梵、與五百漁人出家門具已、從薛舍離詣竹林聚落北。有升撰波林依之而住。時逢飢饉乞食難得。……爾時世尊告諸苾芻曰。……汝等宜各隨親友得意之處、於薛舍離隨近聚落而作安居。我與阿難陀於此林住。……爾時世尊未入涅槃安住於世、與諸弟子二時大集、一謂五月十五日欲安居時、二謂八月十五日隨意了時。若前安居者受教勅已往詣城邑村坊聚落、而作安居、至隨意了皆來集會。隨所證獲皆悉白知。其未證者請求證法。近薛舍離安居苾芻、三月既滿作衣已竟。顔色憔悴形容羸瘦、執持衣鉢往竹林村、既至村已。時具壽阿難陀遙見諸苾芻……又問具壽仁等何處安居而得來至。答言。我於佛栗氏聚落三月安居、今來至此。阿難陀曰。諸仁於彼安居三月之内、乞求飲食不勞苦耶。

[6-4] なお『パーリ律』の「入雨安居犍度」(vol. I p.137)は、雨安居の制が制定された因縁を、

そのとき世尊は王舎城の竹林園に住しておられた。その時はまだ世尊は雨安居の制を定められていなかったもので、比丘らは冬も夏も雨期も遊行していた。人々は「なぜ沙門釈子らは冬も夏も雨期も遊行して、青草を踏み、1根の生命を害し、多くの小生命を殺すのか。外道たちは悪説法するもの(durakkhātadhammā)であるけれども、雨期に住

するところ (vassāvāsa) を求め構える。鳥たちも木の頂きに巣を作り、雨期に住するところを求め構える。しかるに沙門釈子らは冬も夏も雨期も遊行して、青草を踏み、1根の生命を害し、多くの小生命を殺す」と非難した。そこで、「雨安居に入ることを許す (anujānāmi vassaṃ upagantum)」と定められた。(取意)

としている。

これによれば、雨安居の制は他の基本的な規則が定められたと同様に、釈尊が王舎城に留まられていた間に定められたということになりそうであるが、他の漢訳律は同じような因縁譚を記すに拘わらず、これを釈尊が王舎城に住しておられたときとするのは『十誦律』「安居法」(大正 23 p.173 中)のみで、『四分律』「安居犍度」(大正 22 p.830 中)、『五分律』「安居法」(大正 22 p.129 上)、『僧祇律』「安居法」(大正 22 p.450 下)、『根本有部律』「安居事」(大正 23 p.1041 上)は釈尊が舎衛城ないし舎衛城の祇園精舎におられたときのことであるとしている。したがってもし『四分律』などのいうところを取るとするなら、舎衛城での初めての雨安居は、雨安居の制が制定される以前のということになるかもしれない。しかしもしそうとするなら「臥坐具犍度」が、給孤独長者が雨安居を要請したということに矛盾することになるから、やはりその前に雨安居の制は制定されていたのであろう。もっとも雨期に一ヶ所に留まるというのは、インドの気候風土的なものが主な理由で、絶えず一処不住の遍歴をすべき他の宗教の修行者たちも等しく行っていた習慣であるから、釈尊もそれにしたがって舎衛城へ遊行されたと考えてもなんら支障はないであろう。制度はそのような習慣法が成文化されたのである。

[7] 次に釈尊の遊行は、季節としてはいつごろに、期間としてはどのくらいの長さで、どのような交通手段で、どのような人数で、どのような交通路を通られ、どのようなところに宿泊されたかということを考えてみよう。今までの論述の流れから少々逸脱するようであるが、本論文は釈尊や最初期の仏弟子たちが他の沙門たちと同じように遍歴を行っていたという通説に反論するとともに、釈尊を初めとする仏弟子たちの生活の基本的なあり方を明らかにするという目的を持って書かれているものであるからである。

[7-1] まず遊行の季節を調べてみよう。釈尊は雨期に遊行することを禁じられた。

Vinaya 「入雨安居犍度」(vol. I p.138) に

雨安居に入り、前3月後3の

月雨安居を住しない間は遊行に出てはならない (na cārikā pakkamitabbā)。出る者は悪作。

といい、比丘尼の波逸提 39 (vol. IV p.296) にも

雨期中に遊行する (cārikaṃ careyya) 者は波逸提。所要があつて7日間、あるいは強要されてなら不犯。

と定められているとおりである。漢訳律では、『四分律』「(比丘尼)波逸提 095」(大正 22 p.746 上)、『五分律』「(比丘尼)波逸提 092」(大正 22 p.089 中)、『十誦律』「(比丘尼)波夜提 095」(大正 23 p.322 中)、『僧祇律』「(比丘尼)波逸提 134」(大正 22 p.542 中)、『根本有部律』「(比丘尼)波逸提 101」(大正 23 p.1003 中)である。

このように雨期には遊行は禁じられているのであるが、これは当時の修行者の等しく習慣

とするところであった。その理由は「青草を踏み、1根の生命を損ない、小有情を殺すから」というのであって、雨期は草木が萌え出づる季節で、この時に歩き回ると小生物の生命を直接的にも、あるいはそのねぐらを奪って間接的にも殺傷する危険性があるからであるが、最初期の仏教の主な活動地はガンジス河流域のヒンドゥスタン平野であって、この地域は雨期にはおそらく水浸しになって交通が遮断され、現実的にも遠方への遊行は不可能であったであろう。

しかしながら雨期は1年のうちのせいぜい4ヶ月間であって、他の8ヶ月間は遊行が可能であったのであるから、次の雨安居地に行くための旅に要する以外の期間は、目的地を定めぬ「遍歴」に明け暮れられたと考えることもできる。しかしおそらくそういうことはなかったであろう。なぜなら前節においても書いたように、雨安居の前や後には、釈尊の教えを受けに釈尊が雨安居をされるところに全国の出家修行者が集まるという「諸仏の常法」があつて、そのために釈尊は雨期の前には早めに雨安居地に入られて、諸国から釈尊に会うためにやって来る弟子たちを待ち、雨安居の後にはしばらくそのままその地に留まって、諸国からやって来る弟子たちを待っていないならばならなかったからである。

一方仏弟子たちからいえば、安居の前に釈尊に会いに行つて、教えを受けてから自分たちが過ごすべき雨安居地に帰つて雨安居に入ったのであり、あるいは雨安居の後に雨安居の後片づけや衣の整備を行つてから、釈尊に会いに行つたのであろう。だから釈尊は雨安居の前の2ヶ月くらい、雨安居の後は迦絺那衣の期間があるからそれを含めて3ヶ月くらいは、雨安居地に縛られていたのではないかと考えられる。今のように情報伝達手段が発達すれば、遊行の途中でも釈尊を捉まえることは容易であるが、情報を口コミでしか伝えられない当時であつては、少なくとも1年前には釈尊の次の雨安居予定地は決定して、全国に散在する比丘たちは、その雨安居地をめざしていくことしか釈尊に会う方法はなかったのである。

このように考えると、釈尊は雨安居の4ヶ月とその前後の5ヶ月を雨安居地で過ごされたことになるから、1年のうちの合計9ヶ月ほどは、一ヶ所に定住しなければならないということになる。そうとすれば釈尊に行動の自由が許されるのは長く見積もってもそのほかの3、4ヶ月くらいということになり、これが遊行に使われる期間であつた。『涅槃経』は釈尊の最後の遊行を詳しく伝えているが、それによれば釈尊はヴェーサーリーにおいて3ヶ月後に入滅すると宣言されてから遊行に出発し、クシナーラーに到着された時に入滅された、とされている。それはヴェーサーカ月の満月の夜、すなわち古代中国の暦で2月15日のことであつて、出発はその3ヶ月前になるから、逆算すれば前年の11月の半ばということになる。これは雨安居が明けてから3ヶ月後にあたり、そして2月15日にクシナーラーに到着されたのであるから、雨安居に入る2ヶ月前になり、まさしく前述した日程とびたりと一致する。一般には釈尊は生まれ故郷のカピラヴァットゥに帰られようとして、その途中に心ならずもクシナーラーで入滅されたと考えられているが、そこは入滅の予定地であるとともに、その年の雨安居を過ごすことが約束されていた土地でもあつたと考えるべきであろう。

[7-2] もし上記のように考えるとすれば、遊行の期間は3ヶ月ということになるが、おそらくそれはもっとも長い期間の遊行であつたのではないかと考えられる。『十誦律』にのみ見いだされるのであるが、「二月遊行」あるいは「一月遊行」という用語はあるけれども、「三月遊行」という用語はないからである⁽¹⁾。釈尊の活動された地域は西はマトゥラー、

東はアンガであって、一気にその間を遊行されたということはなかったに相違なく、おそらくは王舎城から舎衛城へ、あるいは舎衛城から王舎城へと遊行されるのが、もっとも長距離の遊行であったと考えられ、王舎城と舎衛城の間の距離は、北のクシナーラー、ヴェーサーリーのルートを取るのと、南のガンジス河沿いのルートを取るのとでは若干の相違があるが、それでも約600kmくらいのものであって、1日10kmを進むと計算すればちょうど2ヶ月ということになり、これによっても以上の推測は証明される。

- (1) 「二月遊行」は釈尊の遊行に限定していえば、「尼薩耆 025」(大正 23 p.056 下)、「波夜提 044」(大正 23 p.098 中)、「波夜提 044」(大正 23 p.100 上)、「医薬法」(大正 23 p.188 中)、「雑法」(大正 23 p.271 中)、「(比丘尼)波夜提 096」(大正 23 p.322 下)がある。なおこれも釈尊の遊行に限定していえば「一月遊行」はない。これは病気の時の特例のようである。なお『善見律毘婆沙』巻5(大正 24 p.709 下)には、「佛行諸國者佛行有三境界。一者大境界、二者中境界、三者小境界」とし、大境界は900由旬で夏三月を除く9ヶ月の遊行、中境界は600由旬で8ヶ月、小境界は100由旬で7ヶ月とする。900由旬は9,000kmにも及ぶから、これは現実的な数字でないことはいうまでもない。

[7-3] といってもなぜ釈尊の遊行をなぜ1日10kmとするのかを説明しなければならない。そこで釈尊の遊行は1日にどれくらいの距離を移動されたかということを考えてみよう。

それは交通手段によって異なるであろうが、釈尊が船に乗られたとか、馬車・牛車の類いに乗られたかという記述は原始仏教聖典には見いだされないから、徒歩であったであろう⁽¹⁾。もしそうであったとするなら歩く速度は時速4kmくらいのものであったであろう。急がず慌てず、といってそうゆったりではなく、普通の人間が歩く速度であったであろうと考えられるからである。

また1日の移動距離を計算するためには、1日に何時間くらいをそれに使われたかということにも関係するが、おそらく午前中は現地の出家修行者たちを指導され、正午前に食事されて、食後には人々に説法されたり、小休止されてからその後に出発し、暗くなる前のできるだけ早い時間に予定地に到着されるというのが標準的な日程であったであろうから、おそらく1日に歩かれる時間は長くても4時間、夏場なら5時間程度のものであったと推測される。そうとすれば1日の移動距離は16km(4時間×4km)から20km(5時間×4km)ということになる。しかしおそらく一ヶ所に2、3泊されるということもあったであろうし、幹線道路からそれて寄り道をされるということもあったであろうから、平均すればその半分の1日に10km程度ということになる。

「モノグラフ」第6号に掲載した【論文4】「由旬(yojana)の再検証」に記したように⁽²⁾、釈尊の1日の遊行距離に関する伝承には半由旬、1由旬、2由旬というような説があるが、1日に10km程度とすれば1由旬説がもっとも近い。これもこの論文に詳しく考察したところであるが、この場合の1由旬は11.5kmくらいであって、この際にも、おそらく釈尊の1日の移動距離は1由旬程度のものであったであろうと推測しておいた。

したがって王舎城から舎衛城の間の600kmを遊行されるのにはほぼ2ヶ月くらいを要したであろうという推測は、蓋然性のある数字ということになる。

- (1) 交通手段に関する律の規定には次のようなものがある。

皮革鞆度：病者に車乗を許す(anujānāmi gilānassa yānaṃ)。Vinaya vol. I p.192

皮革鞅度：牡牛の引くものと、手にて引くものを許す。輿・籠を許す。 *Vinaya* vol. I p.192

比丘尼鞅度：比丘尼には牡牛の引くもの、牡牛の引くもの、手にて引くものが許されている。
Vinaya vol. II p.276

比丘尼・波逸提 85：無病にて乗り物に乗ってはならない。病とは、歩行することができない。乗り物とは、ヴァイハ車 (*vayha* かご)・ラタ車 (*ratha* 車)・サカタ車 (*sakaṭa* 荷車)・サンダマーニカー車 (*sandamānikā* 戦車)・轎 (*sivikā*)・椅子轎 (*pāṭaṅki*) である。 *Vinaya* vol. IV p.338、『四分律』「(比丘尼)波逸提 159」(大正 22 p.771 中)；『五分律』「(比丘尼)波逸提 141」(大正 22 p.094 中)；『十誦律』「(比丘尼)波夜提 145」(大正 23 p.338 中)；『僧祇律』「(比丘尼)波逸提 111」(大正 22 p.537 下)

皮革鞅度：牡牛の角・耳・頸・垂肉を捉えるべからず、背に乗るべからず。乗る者は悪作。染心をもって生支に触れるべからず。触れる者は偷蘭遮。 *Vinaya* (vol. I p.191)

皮革鞅度：牛尾をとって河を渡るべからず。『四分律』(大正 22 p.846 下)、『十誦律』(大正 23 p.182 下) (象・馬・牛の雄ならばよい)

皮革鞅度：牛尾を持って河を渡るを許す。(雌の畜生の足を持ってはならない) 『五分律』(大正 22 p.145 上)

皮革鞅度：車に乗って行ってはならない。行く者は悪作。病者は牡牛の牽くものと手にて牽くもの (*purisayutta hatthavaṭṭaka*)、輿 (*sivikā*)・轎 (*pāṭaṅki*) を許す。 *Vinaya* (vol. I p.191)、『十誦律』(大正 23 p.182 下) (女とともに乗ってはならない) 病者は乗ってよい。『四分律』(大正 22 p.848 下)、『五分律』(大正 22 p.144 下)、『四分律』・小事鞅度 (大正 22 p.961 下) (老病者や、難を避けるために象馬に乗ってよい)、『十誦律』(大正 23 p.276 上)

小事鞅度：象馬車に乗ってはならない。突吉羅。『十誦律』(大正 23 p.290 下)

小事鞅度：人に乗ってはならない。突吉羅。『十誦律』(大正 23 p.290 下)

比丘尼鞅度：輿・籠を許す。車乗の揺れに苦悩したから。 *Vinaya* (vol. II p.277)

皮革鞅度：皮で浮袋・草木で筏を作って河を渡ってよい。浮袋はサンガ・四方サンガで蓄えるべし。『四分律』(大正 22 p.846 下)

皮革鞅度：背負ってよい。『四分律』(大正 22 p.848 下)

皮革鞅度：車を浄人に牽かせてよい。『五分律』(大正 22 p.145 上)、『四分律』(大正 22 p.848 下) (牽いてよいもの=比丘、精舎の民、優婆塞、沙弥)

葉鞅度：飲食を船に乗せたとき、浄人なきときは自ら船を御し行ってよい。『五分律』(大正 22 p.152 下)

- (2) pp.002~003。なおパーリのアッタカターには、釈尊の遊行には「急ぎの遊行 (*turita-cārika*)」と「急がない遊行 (*aturita-cārika*)」があったとする。覚るべき人があって、彼を覚らせるために行く遊行は「急ぎの遊行」であって、乞食行などによって世間を摂受するための遊行が「急がない遊行」であるという。前者は瞬時に (*muhuttēna*) 30 由旬、700 由旬、2000 由旬も移動されるが、後者は 1 日 1 由旬か、2 由旬であるという。「急ぎの遊行」が神話的なものであることはいうまでもない。 *Sumaṅgalavilāsini* vol. I p.239 など。

[7-4] 次に釈尊は、ただ一人で遊行されたのか、それとも弟子たちを引き連れて遊行されたのか、もし弟子たちを引き連れて遊行されたとすれば、それは何人くらいであったのかということ調査してみよう。

手ともにあるデータをもとに調査してみると、そのほとんどが多くの弟子たちと共に遊行

されたとされている。例えば *DN.001 Brahamajāla-s.* (vol. I p.001) が

このように私は聞いた。ある時世尊は王舎城とナーランダールを結ぶ道を 500 人の比丘からなる大比丘サンガとともに進んでおられた。

とすごとくである。

そこでこの人数がどのように表されているかを調査してみると次のような結果となる。これは意図して網羅的に調査したものではないから必ずしも完全ではないが、一応の指標にはなりうるであろう。これによれば、

1,250 人=32 件⁽¹⁾

1,000 人=3 件⁽²⁾

500 人=18 件⁽³⁾

比丘ら（大比丘衆などを含む）=31 件⁽⁴⁾

阿難ら特定の仏弟子たち=13 件⁽⁵⁾

となる。

もちろん 1,250 人とか 500 人というのは大げさであるが、しかし釈尊がほとんどの場合は、自らが指導されている「仏を上首とする比丘サンガ」とともに遊行されたのは間違いのないであろう。和尚と弟子の関係は起居を共にするのであって、おそらく釈尊と弟子の関係も異ならなかったであろうからである。

確かに次のように「独り」で遊行されたという場合があるが、それは特殊なケースというべきであろう。

釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、コーサンビーで乞食されて還った後、侍者にも告げず独りで出て行かれた。ある比丘が阿難のところに来て、釈尊が独りで出て行かれたことを告げた。阿難は「そういう時には誰もついていってはならない」と注意した。釈尊は遊行されて、パーリレッヤカ村のバッダサーラ樹下 (*Pāriḷeyyaka Bhaddasālamūla*) に住された。 *SN.022-081* (vol. III p.094)

というのであって、『雑阿含』057 (大正 02 p.013 下) はその相応経であり、『僧祇律』「単提 041」 (大正 22 p.363 中) は同じ時をシチュエーションとしたものであると考えられる。そしてこれはおそらくコーサンビーに破僧が起きた後のことであった。

また

かの聖者はカモシカのような脛を持ち、やせ細って、聡明であり、小食で、食ることなく、森の中で静かに瞑想している。さあ、我らはゴータマにまみえよう。独り行く彼に近づいて、我らは尋ねよう。 *Suttanipāta* vs.165, 166

ひとり隠れたところにて人々を哀れみたまう仏。 *Therag.* v.109

という表現も見いだされるが、これはひとり禪定を楽しまれるということを表したものである。

- (1) 『長阿含』021「梵動経」 (大正 01 p.088 中)、 『長阿含』020「阿摩晝経」 (大正 01 p.082 上)、 『長阿含』023「究羅檀頭経」 (大正 01 p.096 下)、 『長阿含』029「露遮経」 (大正 01 p.112 下)、 『長阿含』026「三明経」 (大正 01 p.104 下)、 『長阿含』006「轉輪聖王修行経」 (大正 01 p.039 上)、 『雑阿含』914 (大正 02 p.230 中)、 『別訳雑阿含』129 (大正 02 p.423 中)、 『四分律』「捨墮 026」 (大正 22 p.627 中)、 『四分律』「単提 032」 (大正 22 p.655 中)、 『四分律』「単提 041」 (大正 22

- p.664 中)、『四分律』「菜澁度」(大正 22 p.871 上)、『五分律』「墮 068」(大正 22 p.064 中)、『五分律』「墮 083」(大正 22 p.070 上)、『五分律』「受戒法」(大正 22 p.117 中)、*Vinaya*「菜澁度」(vol. I p.220)、『四分律』「菜澁度」(大正 22 p.869 下)、『五分律』「食法」(大正 22 p.149 中)、『十誦律』「医藥法」(大正 23 p.189 上)、*Vinaya*「菜澁度」(vol. I p.226)、『五分律』「藥法、食法」(大正 22 p.150 中)、『五分律』「衣法」(大正 22 p.137 上)、『四分律』「衣澁度」(大正 22 p.855 下)、『五分律』「衣法」(大正 22 p.135 上)、『四分律』「雜澁度」(大正 22 p.958 上)、『五分律』「雜法」(大正 22 p.172 上)、『四分律』「房舎澁度」(大正 22 p.941 中)、『五分律』「臥具法」(大正 22 p.168 下)、『四分律』「房舎澁度」(大正 22 p.939 下)、『四分律』「房舎澁度」(大正 22 p.941 下)、『四分律』「比丘尼澁度」(大正 22 p.922 下)、『五分律』「比丘尼法」(大正 22 p.185 下)
- (2) 『中阿含』062「頻鞞娑邏王迎仏経」(大正 01 p.497 中)、『雜阿含』1074(大正 02 p.279 上)、『別訳雜阿含』013(大正 02 p.377 上)
- (3) *DN.001 Brahmajāla-s.*(梵網経 vol. I p.001)、*DN.003 Ambaṭṭha-s.*(阿摩晝経 vol. I p.087)、*DN.005 Kūṭadanta-s.*(究羅壇頭経 vol. I p.127)、*DN.012 Lohicca-s.*(露遮経 vol. I p.224)、*DN.013 Tevijja-s.*(三明経 vol. I p.235)、*MN.091 Brahmāyu-s.*(梵摩経 vol. II p.133)、『雜阿含』1319(大正 02 p.362 上)、『別訳雜阿含』318(大正 02 p.480 中)、*Vinaya Pārājika 001*(vol.III p.001)、『四分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.568 下)、『僧祇律』「波羅夷 001」(大正 22 p.228 中)、『僧祇律』「波羅夷 001」(大正 22 p.229 上)、『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.098 中)、『五分律』「衆学 051」(大正 22 p.074 中)、『十誦律』「衣法」(大正 23 p.200 下)、『五分律』「衣法」(大正 22 p.135 中)、*Vinaya*「臥座具澁度」(vol. II p.170)、『四分律』「房舎澁度」(大正 22 p.943 中)
- (4) 『中阿含』088「求法経」(大正 01 p.569 下)、*MN.041 Sāleyyaka-s.*(薩羅村婆羅門経 vol. I p.285)、*MN.060 Apaṇṇaka-s.*(無戲論経 vol. I p.400)、*MN.081 Chaṭikāra-s.*(陶師経 vol. II p.045)、『中阿含』161「梵摩経」(大正 01 p.685 上)、*MN.095 Caṅkī-s.*(商伽経 vol. II p.164)、*MN.100 Saṅgārava-s.*(傷歌邏経 vol. II p.209)、*MN.150 Nagaravindeyya-s.*(頻頭城経 vol. III p.290)、『雜阿含』1191(大正 02 p.322 下)、『別訳雜阿含』104(大正 02 p.411 上)、『雜阿含』1322(大正 02 p.362 下)、*SN.042-009*(vol. IV p.322)、*SN.055-007*(vol. V p.352)、『雜阿含』280(大正 02 p.076 下)、*AN.003-007-063*(vol. I p.180)、*AN.003-007-065*(vol. I p.188)、*AN.003-009-090*(vol. I p.236)、*AN.005-003-030*(vol. III p.030)、*AN.005-018-180*(vol. III p.214)、*AN.006-002-018*(vol. III p.301)、*AN.006-004-042*(vol. III p.341)、*AN.006-006-062*(vol. III p.402)、*AN.007-007-068*(vol. IV p.128)、*AN.008-009-086*(vol. IV p.340)、*AN.010-007-067*(vol. V p.122)、*Udāna 004-003*(p.038)、*Udāna 005-009*(p.061)、*Udāna 008-006*(p.085)、『十誦律』「波夜提 052」(大正 23 p.104 中)、『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.184 中)、『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.384 中)
- (5) 侍者の優頭槃：『別訳雜阿含』095(大正 02 p.407 中)、阿那律：『別訳雜阿含』320(大正 02 p.480 下)、ナーガサマーラ長老を随從沙門(pacchāsamaṇa)として：*Udāna 008-007*(p.090)、舍利弗、目連、阿那律、難提、金毘羅ら：『十誦律』「(比丘尼)波夜提 096」(大正 23 p.322 下)、舍利弗ら：*Vinaya*「大澁度」(vol. I p.083)、舍利弗・目連・阿那律・難提・金毘羅：『十誦律』「臥具法」(大正 23 p.247 中)、舍利弗：

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.457 中)、阿難陀：『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.026 中)、阿難陀：『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.026 中)、阿難陀：『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.029 下)、阿難陀：『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.030 中)、阿難陀：『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.041 下)、阿難陀：『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.048 下)

[7-5] 次にはその遊行路を考えてみよう。

釈尊は雨安居を多くの弟子と共に過ごされたし、また雨安居の前後に次々と訪れる各地の多くの修行者を受け入れるためにも、雨安居を過ごされる土地はかなりの大都市でなければならなかったであろう。岩井昌悟研究分担者の【資料集 5】「原始仏教聖典における釈尊の雨安居地記事」を見てみると、釈尊の雨安居地はほとんどが舎衛城、王舎城、ヴェーサーリー、ヴィデーハ、カピラヴァットゥ、チャンパー、バーラーナシー、コーサンビーなどの大都市であって、その外はヴェーサーリーの竹林村、パーリレツヤカ、ヴェーランジャー、アヌピヤー、釈迦国・ヴェーダンニヤのアンバ林、釈迦国・メーダルンパ、釈迦国・アーマラキーヴァナ、ウルヴェーラー、パーヴァー、アンダカヴィンダあるいは三十三天であり、これらは国の首都であるような大都市ではないが、その近郊ないしは地方都市であったとすることができるであろう。ただし後世に成立した「釈尊雨安居地伝承」には余り名も知られない地名がいくつも含まれているが、これが信頼するに足りない伝承であることは、本「モノグラフ」に掲載した【論文 17】【論文 18】によって明かである。

このように釈尊の雨安居地の多くは国の首都もしくは地方都市であり、しかも遊行そのものもかなりの大人数の弟子たちと一緒にあって、その宿泊地では安全な宿泊場所と食事の確保ができなければならないのであるから、したがって釈尊の主な遊行ルートは、これらの主要都市と主要都市を結ぶ幹線道路であったものと考えられる。とはいいながら、地方に住む人々の要請によってしばしば寄り道され、その時には脇道にも入られたであろうことは、金子芳夫研究分担者が進めている【資料集 2】の「仏在処・説処一覧」をご覧いただければ一目瞭然である⁽¹⁾。

- (1) 既刊はマガダ国篇、祇園精舎(経蔵)篇、祇園精舎(律蔵)篇、コーサラ国篇であって、いわば大都市ないしはその周辺を仏在処・説処とするものであるが、おそらく年内には発行される予定の「その他の国篇」には、このような脇道ルートが示されることになる。

[8] 以上のように、釈尊は苦行中も、そして成道直後の最初期も、けっしてただ独りでの行方定めぬ一処不住の「遍歴」はされなかったということは明かである。そしてサンガが形成された以降の入滅にいたるまでの遊行は、大勢の弟子たちと一緒に、大都市と大都市を結ぶ幹線道路を中心になされ、サンガが安定した時には、その途次途次の地方都市や村落には僧院などが建設されていて、あまり樹下などに仮の宿りを求められるということはなかったものと想像される。要するに釈尊の遊行は、終始一貫いわゆる「遍歴」と呼ぶべきような遊行ではなかったということであって、ジャイナ教のマハーヴィーラとはその生活方法の基本を異にしていたと結論づけざるを得ない。